

参議院内閣委員会會議録第四号

昭和三十五年十二月十六日(金曜日)午
前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
横川 正市君

委員

大泉 寛三君
小柳 牧衛君
下村 定君
一松 定吉君
鶴岡 哲夫君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
辻 政信君

國務大臣

國務大臣 池田正之輔君
國務大臣 小澤佐重喜君

政府委員

行政管理局 西田 信一君
行政管理局 山口 西君
行政管理局 島村 武久君
行政管理局 井原 岸高君
行政管理局 森山 欽司君
行政管理局 荒巻伊勢雄君
行政管理局 長田 裕二君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
會専門員

説明員

大蔵省主計 大村 筆雄君
局総務課長 坂内 一彦君
運輸省航空 局監理部長 今校 信雄君
自治省行政局 公務員課長

本日の會議に付した案件
○行政機關職員定員法等の一部を改正
する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員會を開会いたします。

行政機關職員定員法等の一部を改正
する法律案を議題といたします。本案
につきましては、すでに提案理由の説
明を聴取いたしておりますので、これ
より質疑に入ります。政府側出席の
方々は、小澤行政管理局長、山口行
政管理局長、和田農林大臣官房秘書課
長、森山郵政政務次官、荒巻郵政大臣
官房長、町田運輸大臣官房人事課長の
方々でございまして、御質疑のありの
方は、順次御発言願います。

○横川正市君 定員法の定員改定につ
いては、さきの国会から引き続いて十
分論議をいたしておりますので、私ど
もの方から定員改定についての事情に
ついては、毎回の担当の大臣にその考
え方をただしておりました。この委員
会での意見のやりとりの中では、ほほ
私は行政管理局と私どもの考え方に
ついて一致をし、それから内閣の方針
もその方向で進められていくように考
えておるわけなんです。その前提とし
ては、定員法の制定当時のいきさつか

ら考えてみて、すみやかに定員法は撤
廃すべきである。これについては閣議
でも二度、三度と内定をするような状
況下に私はあったと思う。今回のこの
定員改定の七千余名の法案が提出され
ました内容は、いきさつとしては、さ
きの予算の中にすでに組み込まれた定
数でありますので、当然私は出されて
しかるべきだと思っておりますから、
この改定について法律案が出されたこ
とは、われわれとしても歓迎をいたし
ておるわけなんです。ただ、その考え
方として、たとえ定員外職員の中
で、常勤勤務者の現在定員というの
がずつと出てきております。各省、それ
からそのほか非常勤職員の総数が出て
おるのであります。本格的な問題の
改正といふことになれば、次の国会で
定員法を撤廃して問題を改正するとい
うことで一応結着がつくんじゃない
かと思ひますけれども、ところが、こ
の常勤勤務者という性格が、これは少
なくとも今回の定員改定のときに入れ
ても、予算の措置その他においても支
障を来さないのではないかと思われ
る内容のものが非常にたくさんあるわ
けなんです。たとえば農林省なんかの
一部では、事実上本務と何ら変わらな
い給与法の適用を受けておりながら、
実際には定員法があるために、定員内
定員と定員外定員と分けられているこ
の矛盾というものは、私は各省間に内
在をいたしておるんじゃないかと思ひわ
けなんです。そこで、長官には、なぜ
今回の改定の定員内容からはずさなけ

ればならなかったのか、この点をお伺
いたしたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題
につきましてはいろいろございまして
でしようけれども、私らとしましては
は、まずこの職員を入れておいてやる
ことが適当じゃないかと考えたもので
すからそういうことにしたわけであり
ます。別に他意のあるものじゃないの
です。

○横川正市君 他意がないことはわか
るのです。事実上支障はないのですか
ら、だから、そうなら実際今度の七千
余名の改定のときに事実上これを入れ
て、そうして予算款項目は省内でもつ
て部分的に修正もできることですか
ら、それによつて予算増があつて、予
算の組みかえをしなればいかにとい
うことなら、今国会は見送るというこ
ともあるでしよう。実際には、もうす
でに予算上の支出も裏づけとして約束
されているし、しかも、二年なり三年
なり勤務をしている人たちがいるわけ
ですから、そういう他意のないものな
らば、今回こり入れてしまった方が私
はすっきりするのではないかと、こう
思ひますが、その点一つ事務当局か
らお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口西君) ただいまの新
制度に関する問題を検討中ではござい
ますので、この際に、現在定員外になつて
常勤的形態をなしている者をすべて定
員規制の中に入れることが妥当かどう
かといふことになりまして、相当疑問
がございまして、そこで、せつかく三十

六年度から新しい制度にしたいとい
うことで進んでおりますのに、現状をそ
のまま認めるといふことでいいます
と、新制度に移つた場合に、あるいは
障害がある場合が想像されますので、
差しあたりの問題といたしましては、
従来の制度のままでいまして、もう
あと余日もそれほどございませんの
で、三十六年度から実施できるよう
に、ただいま至急に結論を得たい、こ
ういふことで、一方、新制度について
の論議中ではございまして、現在の問
題としては、従来のままの制度で、純
増だけを計上いたした次第であります。

○横川正市君 私は、今のは考え方と
すれば、これは非常に不合理な点があ
るから、それを合理的にしたかどうかと
いう点にとどまっております。そこ
で、問題がちょっと山口さんの答
弁で発展するのじゃないかと思ひので
あります。これは職種に分けて分類
をして、定員内の者と、それから臨時
に雇用する者と分けるという考え方が
行政管理局にあるのですか。今の常勤
職員の内容を檢討して、常勤とする
ことが妥当であるかないかを、その
職種によつて判断するように私どもに
は聞えるのですが、そういうことにな
ると、また別の問題として発展するわ
けです。私はやはり、たとえば学歴
によつて定められた職種だとか、ある
いは勤続によつて当然変わるべき地位
であるとか、それから経験だとか、そ
の人の持つてゐる技術だとか、いろい

るものがあると思うのだけれども、定員としては、私は定員法というワクで縛るのではなくして、その行政管理庁あるいは企業官庁の運営に必要な定員として、私はこれを予算で確保すべきであると思う。それを本務者とか非常勤だとかというふうに分ける考え方については、非常に問題があると思う。全部そういうことで律するわけにはいかんかもしれないけれども、問題があると思うんですよ。上はいわば次官から、下は雑務をされる人たちまで、これは一つの官庁運営のために必要な定員として予算でワクをきめていくのだ、当然仕事の量に従って。そういうふうに私どもは考えているのですが、現在の常勤職員の中で、その常勤として勤務されている職種の内容から、本務官とする者と本務官にしない者とかあるかに聞こえたのですが、その点どうお考えですか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(山口西君) これはまだ最終的にきまつたわけでございます。その中で、こういうふうにいたしますというのとはまだ申し上げることはできませんが、ただいまの御質疑に對しましてお答え申し上げますと、定員制度というものとは、多少理屈っぽくなりまして恐縮でございますけれども、実は組織の問題である、行政組織の形態の問題であるというところでございまして、行政組織の形態というのはできるだけ簡素にする必要があります。そこで、最小限度行政組織は、必要な業務を遂行するためにぜひ必要な機構を考えていかなければならないのでございますが、現在の定員規制の制度が必ずしも適当でない部分がございますために、各省

の、言葉は悪いかもしれませんが、あの程度恣意的な運営にまかされてお

ます。従って、法律でこういう規模の役所であるべきだということを示されながら、そのほかに、いわゆる定員外で定員内の職員と同じようなものが入り込んでくるというような状況になつて参つたのでございます。そういうことは適当でない。これを行政機関の必要最小限度のものに規制していく必要があるという観点から見ますと、従来の各省の取り扱いがまちまちになつております。これを現状でそのまま認めるということになりますと、各省のまちまちなものを認めるということになりまして、総括管理をする立場から見ますと、非常に不均衡になります。そこで、そういう面をならして見ていくという必要があるわけでございます。そこで、どの職種をというわけではございません。各役所がそれぞれ業務の内容が違いますので、同じ職種のものであつても、ある役所ではぜひ必要である、ある役所では必要でなない、その職種はなくてもやれるんだというものもあるわけです。ですから、この職種で一律にいくというものは考えておりませんけれども、行政機関のその業務運営の実態から見てぜひ必要なのであるかどうかということとは、これはどうしても検討しなければならぬものであると思います。そうでなければ、定員規制は何によつてするか、何を目標にして定員規制をするかということになるわけですが、その目標がないわけです。従つて、お話をございましたけれども、現状をそのまま認めるということはどうしてもできませんので、そういう点について目下

妥当な線を出そうということで検討中でございます。

○横川正市君 私は、これは実態を一つのサンプルにして、そうして論議をすれば一番意思の疎通のする問題だと思ふのです。そこで、その実態に一番近いのは何かといへば、現在行政官庁の各省の運営のために必要な本務者、常勤者、非常勤者、そういうような形態の中で雇用されている人の動員された姿勢が私には一番当面の問題としてはつきりしているのじゃないかと思うのです。今の山口さんの考え方を、その動いている現実官庁あるいは行政官庁の実態と合わせてみて、そうして一体どういふふうにしようと思われているのか、その点を聞けば今の考え方でもうなすけない点はないわけなんですけれども、私もはつきりするのじゃないかかと思ふのですが、ただ、今取り扱ひとしては、常勤勤務者とか、あるいは常勤的非常勤だとか、各省間の呼び方についてまちまちな点もありますから、こういう呼称的にまちまちな問題とか、それから雇用条件もおのづと違ふわけですね。同じ常勤的非常勤といながら、その雇用条件が違つておるとか、そういう各省間の雇用の違いもあるわけです。そういうものを制度的に直そうというのなら私もはうなすけるわけなんだけれども、実際の行政官庁の動いておる姿というものを、むだがあるかないかは、これは別の観点から私は考えればいいわけでありまして、計数上のワクをきめるときに、私はそれをあまり現状から理論だけでワクをきめると、現在のまま、矛盾を残したまま将来の定員化ということに発展しないかという、そういうおそれ

を考へるわけです。これにたとへば身分上の規制をしたり、それから採用上のいろいろな条件を加えたりなんかすると、私は定員法を撤廃してみても、そのワクのために障害になつて、現状と変わらない定員事情ということにならないか。それから、そうにするのが個々の待遇上の差別にならないか、こういう点を非常に心配するわけです。そこで、今の行政管理庁の直接の担当者である山口さんの考え方としては、そういう心配の起こらない何か機構的なものを作つて、そういうものを検討されて、そうしてフランクに討論された結果、まあこれならばというものを作られる考へなのか。それとも、事務局だけで今までの実務的な経験にのつとつてそれを打ち出そうとされておるのか、そのいずれですか。

○政府委員(山口西君) 現状をそのまま認めるということはできないということとは申し上げた通りでございますが、非常に理想的な形態をすぐに考えて、それを押しつけるということも、もちろんお説の通り、無理だと思えます。現状の運営がスムーズにいくということを阻害してはなりませんので、それらの点は関係の各省と十分具体的に決定するについては打ち合わせをして、行政運営に支障がないようにしていくつもりであります。

○横川正市君 私は、その点ポストができれば定員がとれるという官庁の一つの悪例みたいなものです。これはやはり十分注意しなければいかぬと思ふし、それからポストができたらず次定員がふえていく、こういう点も、私はその事情について十分検討してもら

わなければならぬ点もあると思う。
 そりいった問題と今度は別に、今定員

法を撤廃をし、また定員改定をしても、そういう制度的なものやら何かではなくて、待遇上の問題です。しかも、その待遇上の問題の中の一番組底感にあるのは、本務者と同じ仕事をさせられて、そうして五年なり、四年なり、三年なりもうすでに勤続して、仕事の量や、それから処理の能力から言うならば、本務者と同等以上という立場にありながら、本務者と非常勤ということで分けられて待遇上の差別が出ておる。これを何とかしなければいかぬんじゃないかというのが、これは当面の問題ではないかと思う。だから定員法撤廃の段階でもまだ論議になっておる。本日七千余名の定員改定をするというその考え方の中で、私は業務量の増強に伴う定員改定にとどめたというのと、もう一つは、本務者と同じ待遇のものを、これを本務に切りかえておきましたというのと、この二つが併列関係するわけですから、そういうことでなくて、予算上あまり支障がないならば、今回すみやかに定員の中に入れて、事実上本務者か常勤者かというふうに、こう変えるだけなんだから、その点をやったらどうか、こういうふうに考えておるわけですが、これは一つに管理庁長官から答弁をいただきたい。きわめてこれは政治的な、当然手を入れなければならぬ問題だと思ふんですが、一つ御答弁いただきたい。

○国務大臣(小澤佐重喜君) いろいろ困難な問題があるようですが、十分検討いたしました。御趣旨に沿うようにいたしたいと存じます。

○政府委員(山口西君) ただいまお話の、本務者と同様のものがある、同じような勤務をさせなければならぬというものにつきましては、もちろんその本務者と同じような仕事をどうしてやらなければならない仕事であるというものであれば、同様の取り扱いになるべきものだと思います。ただ、全般的に問題が非常に複雑でございます。ある一省をとらえてみれば、すでに問題があまりないというふうなものであります。各省の事情が非常にまちまちなものでございますから、どこか一つだけ片づけようとするというわけにも参りませんので、政府全体の統轄管理をする立場では、同時に解決いたしませんと、わかつておるところだけを先にやったということになります。また不公平の声もございまして、この際は、しばらく結論が出ますまで従来の制度にのっとって進んでいきたい、かような考え方をいたしております。

○横川正市君 納得したわけじゃないのですが、それと同時に、長官、今度の会期は非常に短かいし、それに審議するに、今、山口さんの言われているような格好で、不公平があつては困るといふ、そういう老練心も働くことはうなづけるわけなんです。ところが、この問題は、もうすでにずいぶん長期間にわたつて論議をし、それから私はこれはことしの五月の十一日の日に、衆議院と参議院の内閣の常任委員長と理事と集まりまして、そうしてこ

の案の改定について話し合いをしたのです。そのとき大蔵省は一応反対の意思を持っておりましたけれども、他は、実務的なものをやつて定員関係のいろいろな事情を知つてゐるものは、議員を問わずそれから実際の仕事をしている人を問わず、改定しようじゃないかという意思が動いておつたのです。残念なことに、特別委員長当時の問題がありまして今日になっておるわけなんです。ですから、これは直そうと思へば半日で作業ができるだけの能力はあなたの部下は持つておるわけなんです。あとは実際上切りかえて、予算上ぐらゐの問題が残ると思ふんですが、そういうことなので、私では、私では一つこの短い会期中で長官もお働きになつて、今言つたように不公平の起らないように善処しながら定員改定をする。そうすれば私の方は十分で通しますから、大体解決するんじゃないかと思ふのでございすが、その点どうですか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) お言葉の趣旨もつともございまして、衆議院でその動きがあるのですが、おいおい参議院の方へも御相談に来ると思つております。その来た場合には、私はそれが成功するように努力いたしたいと思つております。

○横川正市君 郵政の場合ですが、新聞その他では、業務が平常運行に入つたようであります。問題点としては定員が一番大きな問題であつたようでありまして、今この政府の出されまし郵政省の場合には四千五百三十二人ですか、これで実際上支障を来たさないのですか。それともこの機会に何らかほかに解決をしておかなければなら

ない問題があるのじゃないかと思ふのですが、一言だけ一つお聞きしたい。

○政府委員(長田裕二君) このたびの定員法の改正案に織り込んでございまして四千五百数十名の定員増加を見ますならば、一応現在の段階としては、私どもは業務の運営その他について解決したと考えておるわけでございます。しかしながら、業務量の増加に伴いますいふば本務者と同じような仕事をしている非常勤職員が、まだほかに若干あるわけでございます。それにつきましては来年度予算に織り込みまして、その定員化に努めたい、そういうふうにご考慮を願ふわけなんです。

○鶴岡哲夫君 定員法の撤廃につきまして伺いたのですが、この定員法を撤廃することになりまして、十月ごろの情勢では、現業の国家公務員については撤廃をし、非現業の国家公務員も撤廃する、すなわち、国家公務員全体についての定員法を撤廃する、こういうお話だったのですが、それから一月ぐらゐ経ちますと、現業の国家公務員については四月から撤廃する、非現業についてはあとに延びるというふうなお話でした。十二月に入る前でしたか、本委員会でも再度伺いました。今は、現業の公務員も非現業の公務員も、同じように四月一日から定員法をなくするのだ、こういうお話のようですが、現在非現業も現業も、ともに四月一日から定員法をなくするということになってきておるわけでございますか。その点を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(小澤佐重喜君) この問題は、撤廃すると思ふはあります。けれども、撤廃するかどうかというところによって何支障なくできるかというところに問題があるのです。そういう意味で今せっかく検討中でありまして、大体に四月一日を目途としてこれを撤廃するように考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そういたしますと、大体四月一日というのを目標にいたしまして、非現業の国家公務員も現業の国家公務員についても定員法は撤廃する、こういう考え方でよろしいですか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) そうで

○鶴岡哲夫君 そこで伺いたのですが、現業と非現業の公務員の場合におきましては、御存じの通り、種々違つた条件があるわけでありまして、そこで、非現業の国家公務員につきまして伺いたのですが、お考えのように定員法を撤廃をされた場合には、定数の規制というものはどういふふうにするというところは、ほゞまとまつておるわけでございますか。

○政府委員(山口西君) 定員法をかりに撤廃することにしたとしても、数々の規制は、これは行政各機関のそれぞれの段階においてきめまねと予算の適正な執行ができませんので、どの段階でも規制がないということはあり得ません。それは現在の定員外の職員であります。それは現在はいずれかの段階で数の規制をいたしておる次第でございます。そういう意味で、どういふものにつきましては、どういふ形態の規制が適当か、政令であるとか省令であるとか、その他の規制方法がございまして、その辺が今一番問題のところでございまして、今結論的に申し上げる段階には達していませんが、先ほど長官から申し上げましたように、いずれにいたしましても、明年度の四月一日から新制度に乗り移り得るよう

にしたいという目途でせつかく検討しておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 定員法を撤廃する場合に、一番問題は、この間の本委員会におきましてもお伺いをいたしましたのが、定員外の国家公務員、その人たちの待遇の改善だと思ふのですが、その待遇の改善をどうするかということについては、行政管理局としては、今のお言葉でいいますと、定員内の職員、非常勤職員、常勤非常勤職員、これは定員法を撤廃したのだから、法的には差別はなくなるからして同じような待遇をしたいという考え方だ。しかし、各省全体としてそういうふうにはまだまとまつていないというお話だったのですが、待遇改善の問題については、行管のお考えの方向にまとまつておるのはいかがでしょうか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) それはまだまとまつていないのです。それで、そういうふうにしたというところを私の方で希望をしております。

○鶴岡哲夫君 山口局長に伺いたいたのですが、これは非常に問題じゃないでしょうか。なかなかまとまりにくい点じゃなかろうかと思ふのですけれども、お感じはいかがでございますか。

○政府委員(山口西君) 待遇をどうするかという問題につきましては、これは定員それ自体の問題ではございませが、別に給与制度の問題ですけれども、現在のような給与制度をそのまま維持していくというところを、これを制度的に大幅に改定しようということではございせんので、できるだけ同様の職種、同様の勤務形態、同様の任用条件にあるというふうなものについて、

現在非常にまちまちの取り扱いが行なわれておる。その状況は何とかして改めたいという考えでございまして、そのことにつきまして、関係各省とも非常な異論があるということではございません。

○鶴岡哲夫君 それはそうだと思いますが、しかし、最終的にその問題を取りまとめるということは非常に問題があるのじゃないかと私は思っております。現状ですけれども、その点はいいが、定員外職員をたくさん持つておられる各省においては、おそらく山口局長のおっしゃったような御意見になるだろうと思ひます。ですが、全体の省として見ました場合は、なかなか困難な問題をかかえておるのじゃないだろうかというふうに思っておりますけれどもね。

○政府委員(山口西君) 鶴岡委員は非常にお詳しいので、問題の非常に困難なところを御承知だと思ひますが、実はその非常に困難なところもございまして、それは各省の従来の取り扱いが必ずしも妥当でないところがございます。制度の建前からいまして、しかるべからざる取り扱いをしておるとしか判断されないものがあるわけですが、そういうものにつきまして、即座に非常にはつきりした方向で決定するということとは、一方を立てれば一方がおかしくなるというふうな関係もありまして、やはり経過にある程度の取り扱いの弾力性を持たせていって、数年間の間にそういうものをなくしていく、合理化していくというふうなことでないかと、どうしても解決しにくい部分も一部にはあるように考えます。その辺のところは新制度につきまして非

常にむずかしい点でございましてけれども、全体の考え方としては、体制上非常に理由なくしてまちまちの取り扱いを受けておりますものにつきましては、これをできるだけ均一な取り扱いにしたい。ごく例外なものは、鶴岡委員が十分御承知の通りでございまして、けれども、これにつきましても措置は相当むずかしいと思ひます。しかし、現状ですけれども本人にしてみれば気の毒な点もございまして、それらを十分考へていきたいということでは、せつかく検討中でございます。

○鶴岡哲夫君 今、局長のおっしゃったその困難な面にも一つ困難な面があるのじゃないか。それは予算の関係じゃないかというふうに私は思ひます。見ておるわけでありまして、その予算の問題を加へますと、局長のおっしゃった理由のほかに、もう少しさらに一そ

うめんどうな面が出てくるのじゃないか。なかなか数年というふうなお話でありますけれども、役所の数年といひますと、とても当てになかなかないに、この点があるわけ、こゝらあたり非常に非常な問題が残るのじゃないかと、こう思ひますがね。予算の

関係で私は非常に心配している一点があるわけですが、これはきょう大蔵省がお見えになっておられますので、別の機会にしたいと思ひますが……

○委員長(吉江勝保君) 大蔵省の関係は、主計局の総務課長が出ております。

○鶴岡哲夫君 それじゃちょっと。どうでございましょう、予算の関係で相当むずかしいのじゃないかというふう

に私も見ておるのですが、私どもの理解としては、今の常勤職員、それか

ら常勤的非常勤職員、これは一応何らかの政令といひますか、そういうもの

に規制されている。そうしますと、今の定員外職員とこの二者との間には法的に区別はなくなる。従つて、勤務条件、任用条件といふものは大体一致して

くる。そういたしますと、これはすべて給与法を適用しなければならぬ。さらに御存じの予算に伴つて種々の措置をしなければならぬということになるわけですが、そういう意味で定員法を撤廃したことについての処遇改善をめぐつて予算的に問題になる。処遇

改善をしないというのなら、これは全く定員法を撤廃する意味がなくなる、全くという語弊がありますが、そういう点でいかがでございましょうか。

○説明員(大村雄雄君) お答え申し上げます。御承知の通り、定員外職員の定員化の問題は、定員外職員の処遇の改善というところが問題の出発点になっておると思ひますが、その前に、御承知の予算の組み方といひましては、定員内職員につきましても、職員法に基づいてそれぞれ人数を把握いたしまして、規則をいたしておきます。そういう関係で、まず定員内職員といひました

ものの前提といたしましては、定員内職員として、どういふのを定員内職員にするかといふことがまず前提になるわけ

です。従つて、一定の業務量といふものが前提になりますと、それに応じてどういふ基準で一定定員内職員を把握していくか、そういう問題が出てくると思ひます。それに応じて、そういう定員規制措置に伴ひはじき出せる定員を前提として定員職員に伴う予算といふものが組まれておるわけでありま

す。その結果、相当する者が定員内に

かりに組み入れられるといたしまして、その場合に、ただいま行管当局から御説明ございましたように、各省の実態、これは非常にまちまちでございまして、その実態の把握は非常に困難を来たすわけですが、必然的に予算の増額という問題にはならないかという点が懸念されます。それはもちろん実態を見た上でないと判断つきませんが、相当これは複雑な実態を備えておりますから、そういう点で予算上の面も御承知の通りあるかと存じます。

○鶴岡哲夫君 定員法を撤廃するに至りました経緯からいまして、私はどうも非常に大きな疑問を持つておるので、非現実的な国家公務員につきましても定員法を撤廃するということについては、若干の問題があるんじゃないかと、こう思ひます。私は、前提といたしまして、事業をやっている現業の国家公務員と、そうでない非現実の国家公務員との間には差があるという前提に立ちまして、非現実の国家公務員の定員法を撤廃するということにつきましても懸念を持つておりますので、その点について若干申し上げて、一つ御意見を伺いたいと思ひますが、定員外職員の問題、あるいは定員法を撤廃するといふような事情が起ります

したことは、これは御承知のように、昭和二十四年にあの定員法ができましたところ、なかなかそのときの規制がうまくいきませんでした、定員外職員という方が残されたわけですが、その後予算と定員法との関係で、仕事はふえるが、なかなか人間は思うようにふえない、しかし、仕事はやるというふうな関係もありまして、予算と定員法との矛盾の間から定員外職員というも

のが毎年々々増加してきたわけですが、これが約十年ほど蓄積されてしまつて相当な人数になつてしまつた。しかも、それらもそれぞれ定員内職員と同じような仕事をしておられるという点もあつて、そこで、その矛盾を解決するため、三十三年に二万六千ほど定員内に入れられて、一年後の三十四年にまた七千幾ら入れられた。ところが、その後その方法がなかなかうまくいかなかった。それは一番大きな理由は、私は予算との関係だと思ひます。いろいろありますけれども、大きな理由は予算の関係だ。そこで、その予算の関係を避けるというふうな意味があつたんじゃないかと思ひますが、定員法を撤廃すれば定員内外の区別はなくなるんだと、こゝろよりな点があつて定員法を撤廃するといふふうに踏み切られたんじゃないかと思ひます。これが主たる私は中心的な理由になるんじゃないかと、こう思ひますが、そういう

たしまして、なるほど定員法を撤廃いたしまして、法律的には今の定員内職員、定員外職員との区別はなくなりま

すけれども、しかし、定員外職員の核心は、これは申し上げるまでもなく、定員内と同じような仕事をしてゐる定員外職員の処遇の改善にあつたわけ

です。身分の安定にあつたわけですが、ところが、定員法は撤廃したけれども、処遇改善は見通しがなかなか困難である、むずかしいという事情があるのじゃないかと思ひます。そういうし

ますと、定員法撤廃といふのは、その一番中心であつた定員外職員の処遇の改善、身分的な差といふものをなし

ようというのであつたけれども、実情はこれを取り落としておるのではな

いか。定員外職員の問題の核心を取り落としておるのではないかと、うううに私は感ずるわけです。のみならず、定員内の職員を法律上の規制からはずしてしまつて、不安定な状態に追いやるわけですね。そういう状態を私は懸念をいたしておるわけです。従つて、どうもこの定員法撤廃というものは、定員法自身の自爆みたいな感じがいたします。あとに何が残つたかといへば、どうも実質的な定員外職員の処遇改善にはなかなかないがたい。さらに定員内職員の法律上の規制がなくなつて、不安定な状況に置かれる、こういうような実情になるのじゃないかという懸念をいたしておるわけですが、その点について局長の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 定員法を撤廃するといふ考へ方には、これは定員の規制をしないといふ考へ方はございせん。定員の規制は、やはり行政機関が国費を使つて運営する以上、できるだけ節約をしていかなければならないのは当然でございますので、規制という事実は、どうしても何らかの形でいたしていかねばなりません。しかし、今の定員法は、これは定員規制をしていかにどうかと申しますと、まあ形式上はしておるのでございますけれども、定員内の職員と同じものが、任命権者が自由に定員外にできるという制度では、これは規制していいと同じこととございまして、そういうものがあるから定員内に入れろ、こういうことではそもそもおかしいわけです。そういうものができないような制度の定員規制でなければ、定員規制の意味をなしませんので、そういう意味で定

員法は再検討すべきものであるといふ考へ方が基本的にございまして。

そこで、定員制度を改める場合に、その定員問題が起つて参りましたものと、先ほどから御指摘になつた通りに、一方で職員の身分上の問題がございまして、従来の取り扱ひでは、実は常勤的に常時役所で雇用するにかかわらず、二カ月の雇用期限というこゝにいたしまして、身分が非常に不安定になつておるわけでございます。で、これは定員法をくぐるためには、そういう手を使わなければならぬという制度でございまして、この定員法のこういう制度を廃止すれば、ほんとうに各省が無期限で雇用をしなければならぬものにつきます。この規定がございせんので、無期限雇用ができるというこゝになるわけでございます。ただ、そういうふうな制度にした上で、さらに無期限雇用をすることがふさわしいかどうかといふことをもう一度みなければならぬわけです。従来のように、無期限雇用が必要である場合に、有期限にしておくとするのはよくないと思ひますけれども、その無期限雇用がほんとうに必要かどうかといふことをみる制度がないといけないうことです。で、そういう制度は、むしろ現在の定員制度を改めた場合には、ほかに考へていかなければならないと存じます。

そこで、ただいまお話のございました定員法をはずした場合に身分が不安定になるかどうかといふこととございまして、これは定員法は現在でも最高限をきめておるだけとございまして、定員法に書いたものは、そこまで常に維持しておるわけではございませ

ん。この範囲内でやるということが行政機関に許されておるというだけの問題でございまして。従つて、これをオーパーした定員はできませんけれども、その内輪にするといふことはできるわけでございます。むしろ身分が不安定かどうかといふことは、これは仕事がかどろいかといふことは、これは仕事がかどろいにあるかどうかといふこととございまして、仕事がなくれば、これは法律でありましようとも、あるいは政令その他であらうとも、いずれにしても、その数は縮小しなければならぬわけでございます。で、私どもは実質的に身分が不安定になるかどうかといふことは、仕事があるかないかといふこととあつて、そういう法形式には実質的にはかかり合ひはない、かやうに実は考へておるのでございまして。ただし、御指摘のごとく、一般の行政機関と、現業と申しますか、企業的な役所あるいは五現業のようなもの、あるいは公共企業のようなもの、こういうものを現業と申されておつたのかどろいか、その点をはつきりいたしません。が、そういう非常に機動性が特に必要であるといふようなものとの間に、かなり規制措置の相違があつてしかるべきであるといふことは十分に考へております。しかしながら、一つの制度を立てる上において、やはり行政機関といふものの取り扱いを、それほどもまことに取り扱うといふことが妥当かどうかといふようなこともございまして、ただいまの段階におきましては、定員規制を改めるにつきますと、一応定員法を一律に廃止したらどうかといふことを議論の中心にいたしております。しかし、まだこれは最終的に決定いたしましたものではございませ

んことは、先ほど長官から申し上げた通りでございます。

○鶴岡雪夫君 定員法をなくした場合は、これは先ほど私が申し上げましたように、現業と非現業とは区別して、非現業については私は申し上げるわけですが、非現業については定員法を撤廃いたしました場合に、その定員の数といふのを、今までは予算上の規制と法律上の規制、この二つがあつたわけですね。今度は法律上の規制はなくなつて。そして政令でやりますか、さらに省令といふものも出ますか、そういうようなものでやられる、予算上の規制もございませう。そういういたしますと、第一、法律と政令なり省令といふものと、これは安定感といふ点からいいますと、これは常識上不安定になるといふことにならざるを得ない。それは公務に従事しておる者の一番懸念する点じゃないかと思ひます。それから、何かが政令なりあるいは省令といふようなもので規定をするといふと、人間がふえないような感じがあるやうですが、定員法という法律があつても、あるいは予算上の日常の規制があつても、御存じのように、人間がふえてきておるわけですね。局長は、各省は恣意的にといふような言葉を使われましたが、もし政令でやるとか省令でやるといふことになりましたら、人間の限らない増加といふものは押さへがつかないと思ひます。今の各省の状況からいって、恣意的という言葉は適當であるかどうか知りませんが、どうしてもこれはやはり国民の関心を法律のものにおいてやらなければならぬのじゃないかと私は思ひますが、政令でやられたんじや、いよいよ恣意的に

なりませう。押さへがきかない。私は行政管理局がそういう立場をはっきり堅持されていくといふ——各省が恣意的にやられる面もそれはございませう。ですが、定員法という法律の建前に立つて、行政管理局がもっと科学的に今の仕事の実情、各省の実情といふものによつて人間といふものを押さえていくという立場があるのじゃないだろうか。ところが、撤廃となりますと、どうもそういう困難な仕事、あるいはしなければならぬ仕事、近代的な行政上今後しなければならぬ仕事、そういうものを避けて自爆していかのじやないかという感じを、私は非現業の定員法撤廃については深く持つておる。これについては、特に行管局長の御意見を伺つてもけっこうでございしますが、私はそういうふうと思つておるといふ点を申し上げていきたいと思ひます。

それから、この定員法の一部改正法案に伴ひまして若干伺ひたいわけですが、七千二百五十五名という定員法一部改正法案が上程されるようになりまして、今の定員外の国家公務員は、ぜひこの機会に、昭和三十三年、三十四年、二回続けて行政管理局でおやりになりました方針に沿つて、ぜひ一つ定員内に繰り入れていただきたいといふ切なる願ひを持つておると思ひます。これはご存じのように、三月にこの法律案が国会に提出されましたときに、閣議におきまして了解事項になつておりまして、国会の審議の中で、一つ定員外職員をそれに入れることについてはきめたいといふやうな了解事項にもなつておりましたし、さらに先ほど横川委員が御指摘のように、

しよつかというところが目前の問題なんです。将来の根本的な解決については、私も意見があるからこれは別といたしまして、現在の困っておる各省の間の定員外の職員をどうしよつか、これでもう郵政省あたりは非常に困っておる。従つて、今の問題を解決しないで将来の問題を今論ずることではないと思う。私はそれを言つておるのです。予算的にも、財源的にもそういうことを考えておらないのだ、こういう行政管理局の意見であるならば、定員法をここで大幅に増員して、そやられても私は差しつかえないじゃないかというのを重点に質問している。なぜそやういふ処置をとられないのだという、これを一つ。

○政府委員(山口西君) 重ねて申し上げますけれども、現状を認めるということも必要な面が確かにあるわけでございします。これは従来から申し上げている通りでございますけれども、しかし、現状が非常に乱れておるといふことも事実でございまして、ここで一応の処置をとるにつきましては、やはり国民に対してしても、将来再びこういう不適当なことは繰り返さないで済むような制度を同時に考えていかなければならない。さような観点から実は条件的に考えております。ただいまのものゝを処置するということは必要でございしますけれども、それをするにつきますしては、将来前向きにもやはり制度を改めていきたい、これを条件的にして現在の問題を解決いたしたい、かように考えているわけでございます。

○山本伊三郎君　どうもすつきりしないのでね。それでまあ、わからぬ人が聞くといろいろな執拗な質問となります

けれども、すつきりしないのですよ。定員法を変えたからといって、増員したからといって、そういう問題が処理できないかといったら、僕は処理できると思うのですよ。それをこの定員法を廃止してやらなくてはならないというところに何か現在の、もうすでに常勤非常勤の者に対しては、そのまま考えておらないのだと、そういう者についても、不適格の者については、いわゆる政令の範囲内に入れないものがあるのだという、そういう含みが私は受け取れるのですが、そういうものもあるのだと、この点一つはつきりして下さい。

○政府委員(山口西君) 常勤勤務者とか、あるいは常勤的非常勤とかという言葉が一応通った言葉のようになっておりますけれども、その実態は各省で非常に違うのでございますが、その中で違つたものを違つたままで制度的に認めるということとはやはり問題がございます。大部分のものについてはそろつておる点もございますけれども、しかし、制度といたしましては、やはり條の通つたものにする必要がございますので、そういうものをますどういふふうに考えるか。新しい制度の考え方をはっきりいたしまして、それにあわせて現在の非常にまちまちになっている各省の取り扱いをその尺度でもう一度

見直して、定員内に入れるものは入る、定員外にそのままにしておくものはしておくということにしなければならぬと存じます。現在のままでいきますと、なお今後同様にどんどん新しく処置しなければならぬものが出てくる。その出てくるのが実際ふさわしければよろしいのでございますけれども、今までの実情を見ましても、必

ずしもそうでないと思われる面がございますので、そういう点を明確にして制度を改めたい、かような考え方でございます。

○山本伊三郎君　それじゃ、私變わつた角度から質問いたしますが、今行政管理局が定員法を撤廃して、政令で規制した方が実情に即すると言われますが、私は過去の経験からいって、逆な結果が出てくると思うのです。定員法があつてすらそういういろいろの好ましくない事実があるといわれておるが、政令なり各省の意向にまかすとなれば、かつて戦前にあつたような、各省がいわゆるふんどり主義できわめて不公平なものが私は出てくると思う。法律で一応大きく規制をしておつてもそういうものが出てくるのです。そういう点において、私は結論を申し上げますが現業関係においてはやむを得ないところがあると思うのです、事業をやつておるのですから。しかし、一般行政職においては、相当問題が私は出てくると思う。行政管理局当局としてそういうものはないんだ、法律を廃止して政令でやつた方が、今山口局長が言われたような、非常にすっきりした形で行政機関が運用できるんだという自覺を持つてやられておるのかどうか、その点をつつ聞いておきたい。

○政府委員(山口百君) 法律で定めるといふことと、行政部内の規則で定めるといふこととの差はどいうところにあるかと申しますと、これは、もちろんその形式的ないろいろの差は論外といたしまして、実質的には、法律でやる場合には、将来の事業運営というものですが、すでに法律に提案いたしましたときに明確になっていたなければなら

「理事石原幹市郎君退席、委員長着席」

ところが、行政運営の実態を過去の例から見ますと、定員法——法律で公務員の数を規定いたしました際には、まだ将来の実際の事業の運営方法がきまっていない部分がたくさんあります。そのみならず、なお中途においていろいろ突発的に予測しなかった事業が出て参ります。そのために、制度といたしましては、予算上は予備費というような制度がございますので、その範囲内で新しい事業ができるわけでございますけれども、あるいは事業のスケジュールを拡大することができるともございしますけれども、定員を法律で規制いたします際には、そこに非常に無理がございます。従つて、その無理をなくすために、二月月以内の雇用ならばというような条件のものがつけてあるわけでございます。それがなければ、やはり法律規制というのは無理でございます。しかし、その二月月以内ならでけるという制度があるために、これが乱れるものになっておりまして、現在の定員外職員というものはすべてこの制度に乗つておるわけです。従つて、ここらでどういふふうにすれ

ば行政運営が機動的に実態に合つて行なわれるかということを考へて参りまして、そういう点から種々研究した結果、今のようない一案ができておるわけでございます。いろいろ御議論がございますように、何も問題がない、そういう制度にすれば何ら問題がないというわけではないと思ひますけれども、しかし、これも一つの考え方であると

考えております。なお、今後、最終的に決定するまでにおきましては、十分に諸般の事情を考えて、新しい制度にいたしたいと考えております。

○山本伊三郎君　時間が来たようですから、もう結論の方に入りますが、私はまあ最後に、この問題はまだもう一回、今国会で審議する機会がありますから、そのときにもう一回ただしますけれども、現在作業を進めておられるのですから、その点私忠告しておきたいのですが、私おそらくこの問題については、定員法撤廃後における問題が必ず起こってくると思はそう思っている。しかしこれは、と言つて、定員法があつて、現在それで完全であるかといふと、私はそうじゃないと思う。現業関係の実情を見ますと、それはその通りです。年々事業量がふえるのを、一々法律で規定することはむずかしい。ただ、私は行政管理局にお願いしておきたいのは、現在、国会はほとんど一年の三分の二程度も開かれておるのですから、法律を改正しようと思つたら、いつでもできるのです。従つて、国会で一々議決しなければ定員法は改正せられないから、実情に合ふものではないといふことについては、これはその確たる客弁にならないと思う。結局、政府の実情が私は左右する

考えてもらいたいと思います。

で、もう二点ありますが、この定員法に關係して、北海道の開発庁の問題として、非常にこの臨時職員、常勤が多いのであります。私は、この北海道開発庁の問題ですが、小澤大臣は北海道にたびたび行かれておりますが、道庁との間の仕事で非常に重複しておる

考えになる考え方に準じて取り扱つても差しつかえないのではないかと思つております。ただ、これを条例で従来のように規制することがいいか悪いが、条例でやらないとすれば地方公共団体の規則等になるわけでございますが、私どもといたしましては、条例を残すことは、それほど問題はないので、むしろ定員外職員を逆にチェックできるような方法を別途考えてもいいのではないかと、こういう点がございまして、若千の場合と地方団体の場合は取り扱いが違ふことになるかもしませんが、基本的な考え方においては、国でお考えになることを地方団体にも取り入れていきたい、かように考えております。

○山本伊三郎君　まだそういう結論は出てないのですね、その点だけ。

○説明員（今枝信雄君）　率直に申し上げます。国でいろいろと御研究になっている過程を伺っております。その御検討の結果に応じて最終的な取り扱い方針をきめていきたい、かように思っております。

○矢嶋三義君 時間が迫りましたが、ごく簡単に数点について伺っておきます。

科学技術庁長官、大へん恐縮ですが、最初の質問はぜひ科学技術庁長官にもお聞きいただき、お答えいただきたいので、具体的な質問は科学技術庁に一番先にやりますから、しばらく御在席願いたい。担当の行政管理庁長官にいい

外職員数調べという資料要求をいたしましたところが、ここにいたしております。それでこの資料の提出者に念のために伺いますが、常勤勤務者、これが二万五千七百七十三名、これはわかります。非常勤職員の欄に、総数として三十二万四千十六人とあって、その右の欄に二万三千六百十一人という数字が出ていますが、この二万三千六百十一人という数字は、三十二万四千十六人の中に含まれる数字であって、いわゆる常勤の非常勤勤務者と、かように了承してよろしいのか、お答え願います。短く答弁して下さい。

○政府委員(山口西君) 二万三千六百十一人が常勤の非常勤かというお尋ね

でございすが……。

○矢嶋三義君 三十二万四千の中に含まれるのかということ。

○政府委員(山口酉君) これは三十二万の中に全部含まれております。

○矢嶋三義君 いわゆる常勤的非常勤かという……。

○政府委員(山口酉君) 常勤的非常勤

と言えるかどうかは、その注に書いてございますような状況でございますので、各省ではこれを常勤的非常勤と取

す。
○矢嶋三義君　だから、注の所を見て、通称常勤の非常勤であると私はそう思う。だから、念のために伺つたのだから、あなたの答弁、大体わかりました。

詳細は、歸つてさらに検討してみたいと思ひますが、そう大きな違いはないと思ひます。常勤勞務者も大体二万六千程度、非常勤職員も大体、私の方ではこの三十二万四千という数字はよくこれはわかりませんが、いわゆる常勤的職員が大体二、三万はおるといふことは承知いたしております。

○矢嶋三義君 担当小澤國務大臣に伺います。行政運用を執行するにあつて、この常勤勞務者という職員は、必要な職員とお考えになつていらつしやいますか、どうですか、お答え願ひします。

○國務大臣(小澤佐重喜君) わかりませんから、政府委員をして答弁させます。

す。

○矢嶋三義君　そういう点は、大臣、把握して委員会に出ていただかないと、小さな数字とかなんとかでなくてこれは資料要求をして大臣のサインを受けて委員会に責任をもつて出された資料ですから、その点は、委員会に出席される以上は、つかんで出ていただく。

は大臣のサインを受けて正式に国会の要求で立法府に出された資料でござい

ますからな。あなたは国会対策委員長
もされ、党の大幹部で今までやられて
いる方で、常勤勤務者がどういふもの
で、行政運用執行に必要な職員かどう
かという点については、私は御見解を
持つていらつしやると思うので、伺つ

伺いますが、定員法を廃止するというのは、第二次池田内閣では閣議決定してないと思うのですが。

○国務大臣（小澤佐重喜君） 決定していません。

○矢嶋三義君 第二次池田内閣は第一次池田内閣の内閣改造ではないのですから、これは新たな第二次池田内閣であつて、大臣が答弁された通り、閣議決定してないわけです。そこで、この案の法案の提出の仕方に問題がある。山口局長は政府委員です。答弁にも限りがあります。あなたが非常にまじめでよく平素勉強され、われわれの質疑によく答えていたことがあつて敬重を表していますが、きょうの答弁は、

りませんよ。オーバーですよ。この官員法廃止については、何も閣議決定してないわけです。しかも、あなたを答弁を承っているとか、こういうことを言っているのです。新制度に切りかえるときに差しさわりがあると困るからって、今度の官員法は取り入れないって、

は考えないで、業務量の増加に伴う自然増だけ出した、こういうことを述べべ

ませんよ。閣議決定していかないのに、定員法廃止したら新制度になるときに差しさわりがあると困るから、今度は繰り入れ等はないで云々だ、定員外の職員は行政運用執行に必要な職員でま

て、今までの行政府と立法府との関係からいへば、このたび定員法の改正案を出すにあたっては、当然、私は多い少いは言いませんよ、多い少いは言いませんが、若干今までの経過からいって、定員外職員の定員化というものは出てこなくちゃさうです。その出てこない理由として、新制度に切りかえたときに差しさわりがあるといかぬから、それらはこの際排除した、そしてこの法案を出した、御審議いただきたい、これが政府委員の答弁として認められますか。閣議決定もしていない。その点は一言お取り消し願いたい。

○政府委員(山口西君) 閣議決定ではまだ定員法を廃止するということはき

めておりません。それはおっしゃる通りでございますが、現行の行政機關職員定員法は、昭和三十六年四月一日から廃止することを目途として研究するということとは、三月の二十五日に閣議決定いたしました定員法は、それから今回提出いたしました定員法は、これはもちろん閣議決定を出しておるわけです。

つきましては、定員外職員の繰り入れは含めておりません。その事情はこ

いふ………

○矢嶋三義君 説明がオーバーだと言
うのですよ。大臣を前にしてオーバ
ーだと言ひます。

○政府委員(山口西君) 制度は目下検
討中でございますので、さしあたり理

制度のもとにおいて、当然予算ですでにきめられておりますものに合わせ、すみやかに成立を期する必要があるというところで出されたものでございませう。私の言葉は悪い点があったかも知れませんが、別に他意はないつもりでございまして、御了承いただきたいと思います。

○矢嶋三義君 あなたは平素は非常に優秀な方な政府委員なんです。きょうだけちょっと私は耳に入りかねたから注意しておきます。

そこで、この問題について大臣に二点伺います。第一点は、今までの定員法の行政府並びに立法院との関係、それから出された資料、これからいって今度私は定員法は当然盛り込まれてくべきものであったと思う。しかし、出てこなかった。まあやむを得ません。だから、提出者である内閣みずからこれを修正するなんという事は技術上もむずかしいし、不体裁でもありません。先ほどから各委員から指摘されておりますように、立法院の方で検討がされるわけですから、これについては、大臣として積極的に協力していただきたい。お答えいただけませんか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) まあ国会の審議は尊重していきたいと思っております。

○矢嶋三義君 積極的に協力するといふところに非常に意味があるわけですから、この点……

○国務大臣(小澤佐重喜君) 積極的に考慮します。

○矢嶋三義君 そこで両大臣に、池田さん、科学技術庁長官は国務大臣という立場から、両大臣にお答えいただきたい。私は、定員法の問題についても

うこれからあまり触れる……あなた方の態度がきまれば触れる機会がないかもしれないから、きょううちうどいい機会に質問が出たついでに私もこれを伺っておきますがね。今まで定員法があったから支障がなかったとの山口局長のお話であった。そこで一つの理由として、あなたはさっき何と答弁したかという、こういうことを同僚に答弁しておる。定員法はあった、しかし、常勤職員とか、そういうものはみ出で、規制する目的を若干失ったから、だから、定員法を廃止云々と言っている。逆じゃないですか。定員法というものがあつて、それで行政運用、執行に必要な職員が出たならばそれを定員に入れちゃえばいい。そのとき国会がなければ困るといっても、実際やつて少しも差しつかえない。これだつて先般来、大平官房長官に当委員会で委員諸君から追及して追及してそれで出てきたのですよ。実際運用上支障が起こつていませんよ。むしろそういう必要な公務員を定員内に入れないでこぶしを幾つも作る、その行政府のやり方、立法院の意思を無視した行政府のやり方に根源があるわけなんです。そこで、両大臣にぜひ聞いていただきたい点は、これは国から雇用されている公務員の利であるとか害であるとか、その損得より以前に、それも重要な立場に立つた場合です、非常に私には重要な問題がある。そういう立場から考えなくちゃならぬ。立法院と行政府の立場から、私はおかしい点は、今定員というもので法律事項として、立法院がある基準を設けて、そうしてこれで行政府は仕事をしたいと行政

府におまかせして、そうしてこの行政の執行を委任しているわけですね。それをその立法事項からはずしてしまつて、そうしてこの行政府が非常に安直に、非常に自分らに便利であり、やりやすいという形でこういう法律事項から落として、この行政府内部で自由裁量ができるというふうにするという事は、これは立法に対する行政の独善専行、独走を招くおそれがある。方向としてこれは私はよろしくない逆の方向だと思ふ。国民を直接代表する国会で、その立法院できめた、そうしてそれは総意として行政府に預けられたワケ内で行政府は忠実に法律を解釈し運用していくべきだ。それをやらないで、こういうこぶしができてきて問題が起こつていくわけだね。だからといって、行政府の方々が自分らがやるのに都合がいいからというので、立法事項になつていくことをはずすという事は、これは私は逆だと思ふ。行政権の独走になるおそれがある。それによつてもし国民の負担が増大することになつたならば、国民に対してどういう責任をとるのですか。私は他の同僚委員の質疑を承り、また過去の実態からいって現業……これは科学技術庁長官の方が専門ですが、現業関係でこれは運用上困りますから、定員をはずして、そうして予算定員なりなんなりでやつて立法事項からはずす、これは私はけつこりだと思ふ。しかし、非現業の一般職の定員というものは、絶対これははずすべきじゃない。今まで立法事項として国民の意思を直接代表する国会でやつてきて運用上大した差しわりはなかった。その法律を忠実に行政府は運用すれば、こんな常勤

労働者とか非常勤職員とか、こういう常勤的非常勤とか、普通の人が聞いてもわからぬような術語がでなくては済むわけですね。この非現業の一般職の職員に対するところの立法院の規制、定員法、これははずすべきじゃない。それで私はやっぱり今の行政運用が能率的にやれると思ふ。私は過去の事情からもそういう見解を持つてゐる。それをあたまから既成事実かのごとく、局長が微に入り細に入り答弁している点、は、大臣を前にして私はオーバーだと思ふ。しかも、その理由として、今定員法はあるけれども規制ができなくなつてゐる、その証拠に常勤労働者ができてゐるじゃないか、常勤非常勤ができてゐるじゃないか、こういう説明は、行政府としてあの法律を審議した立法院における答弁としては、非常に私は、ある意味においてはふまじめであり、オーバーである。それで注目を喚起したわけですが、これはこれから第二次池田内閣の重要な問題として小澤国務大臣が所管大臣になつて検討されると思ふのですが、私はそういう角度から検討していただきたいと思ふ。まあ小澤大臣詳しいわけなんです、これだけ言えはわかんないと思うのですが、現業は私は確かにはずす必要があると思ふ。それで能率が上がると思ふ。しかし、非現業の一般職は立法院で今まで持つてきた規制権というものは廃止して、そうして行政官が非常に都合がいい、便利がいいという形だけで私はやるべきものじゃない、かように思うのですが、小澤国務大臣は担当大臣として、それから池田さんは、さっき言ったように万能大臣ですから、閣議でも発言権がありますから、国務大

臣として見解を承つておきたい。

○国務大臣(小澤佐重喜君) その改定の法律を審議するにあたりましては、十分考慮していきたいと存じます。

○国務大臣(池田正之輔君) 今、矢嶋委員の御意見は非常にりっぱな御意見と私は思います。これはわれわれも大いに参考にして十分に今後この問題を検討する上に御参考にしたい、こう思つた次第であります。

○矢嶋三義君 重ねて小澤大臣に一つだけ言つておきますが、立法院が一つの規制権というものを持つてゐる。これは国民を直接代表しているのですから、この立法院が、申し上げると大へん失礼ですけども、総理大臣以下を国民にかつて公僕として任命、承認しているのですからね。従つて、立法院の持つておるところの権限、規制権というものをむやみやたらに行政府が自分の都合によつてどうでもできるものでもない、こういう私は基本的な考え方というものは行政府は常に持つていなければならぬと思ふのですが、この点について念のためにお答え願います。

○国務大臣(小澤佐重喜君) その方面もまた實際考えてみますればその通りであります。ただ物事は一つの理屈だけでいきませんから、いろいろな場合を想像して出てくるのであります。今お示しのお話はその通りであります。

○矢嶋三義君 時間になりましたから具体的な問題を二点ほど科学技術庁長官に伺います。いろいろ伺いたい点があります。時間がずれておりますから多く聞けません。それで、あなたのとこで百九十三名という増加に

なつておるわけですが、あなたは外国の方も相当観察されて国際的視野からもちろむ問題を見るだけの高い見識をお持ちになっておられるわけですが、この技術者並びに研究者ですね、この養成計画というものがきわめて緊要な問題だと思つてゐるのですが、これに対する簡単な御所見を、特に私はこの際に来年度の予算編成も控えておりますから申し上げておきたい点、研究体制を整備する意味から、そういう働きをする助手ですね、こういう職種、階級の公務員、これを諸外国のそれと比較するときに、私は飛躍的に増大する必要がある、絶対必要だと、こゝろ思つてゐるわけです。ところが、この改正案では、最小限にとどめて、そういうものがごくわずかしが入つてゐない点は、日本の科学技術の振興という立場から非常に遺憾であり、重大な欠陥だと、私はこゝろ思つてゐるのですが、御所見と、今後の御方針を承つておきます。

○国務大臣(池田正之輔君) お説の通り、日本の科学技術庁というものは、科学センターとして日本の科学の水準育成にこれから努めなければならぬ、そういう立場から見ますと、日本の科学技術庁というものはまだ弱体であります。また人員も足りないし、これは大いに強化する必要があります。ただ、その場合に、つまり他の所管省との関係もございまして、なかなか単純にいかないようなふしもあるようです。なお、私は勉強中ではありますが、いずれにしましても、今度御審議願つておりますこの定員法の改正は、御指摘のようによろ九十三名で、主としてこれは技術面でありまして、それをもつと具体的

に申しますと、放射線医学総合研究所、これが六十二名、それから航空技術研究所の関係で約六十名、その他金属関係で約四十九名、五十名ほどであります。そういうふうな、とりあえず緊急な部分だけをここに取りまゝめて要求をいたしてゐる、こゝろいうわけです。明年度の予算編成にあつては、なおさらに幅を広げて強化していきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ことに研究助手ね。

○国務大臣(池田正之輔君) はい、そういう面もこれから研究していきたいと思つておられます。

○矢嶋三義君 その点、科学技術庁長官の手腕に期待いたしておきます。時局がありません。大へんおそくなつて恐縮でございしました。

次に、小澤大臣に伺ひますが、本日、ここに出席されましたこの内容を見ますと、文部省関係並びに自治省関係に共済年金制度云々というものが増員が出されてゐるのですが、これから推しはかると、次の通常国会に地方公務員共済組合法案というものを提案する意思があつて、こゝろいう増員を国会に承認を求めてきてゐるものかと思ひますが、念のために伺ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) その問題はまだ確定的ではありませんけれども、こゝろいう目途に伺ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 そのつもりでこれを出してゐるわけですね。

○国務大臣(小澤佐重喜君) ええ、そうです。

○矢嶋三義君 次に伺ひますが、おたこのこの資料に基づきますと、オリンピック準備に伴ふものと、九州開発に

伴ふものの増員がありますが、これは先般の委員会でも、前内閣の担当大臣は、オリンピックに備へるためにオリンピック課というものを設けたいと、必要があると思ふというのを答弁しておりました。それから九州開発についての増員がありますが、これは九州開発課という行政機構の整備をはかる目的でこゝろいう法案が出てきてゐるものと思ふのですが、念のために伺ひます。オリンピック課の方は、この前、前大臣も答弁しておりました。あなた確認していただくといひ。

○国務大臣(小澤佐重喜君) オリンピックの問題はその通りであります。片方の方は来年度を目途としてそれをやつておられます。

○矢嶋三義君 もう二点あります。九州開発課の方は、こゝろいう目途です。か。目途でやられるわけですね。はい、こゝろです。

次に、運輸省の航空局管理部長お見えになっておられます。またいづれ伺ひますが、きょう承つておきたい点は、航空行政の整備拡充に伴ふ増員二百二十名あります。航空管制官の増員ということが出ておられますが、きわめて適切な増員だと思ひます。ここであつた聞いておきたいのですが、名古屋の飛行場で航空管制の行き違いで自衛隊の飛行機と衝突して問題が起きましたね。これも定員が少なすぎたためだといふことが指摘されたわけですね。それらの関係もあつて、これらの増員がはかられてゐると思ひます。あの問題について、おたくの部下である管制官が起訴されましたね。それに対して職組の方で、自衛隊側にも不注意があるのに、一方だけ起訴するのは不都合

だといふので、平野二空佐を告発する手続をとられたようですが、これについては、運輸省当局としては、どういふ御検討をされ、どういふ御見解を持たれてゐるのか、それだけ承つておきます。

○説明員(堀内一彦君) ただいま御質問の平野二空に対する告発の件でございしますが、これは全航空職員労働組合と申しますものがございしますが、この組合が去る十二月十三日に告発状を最高検察庁と名古屋地方検察庁に対して出してあります。これは新聞にも出ておりました、そういう状況でございします。

○矢嶋三義君 あなたのところで当然検討してゐるでしょう。どういふ検討をされて、どういふ見解を持たれてゐるのか、参考に承つておく。詳しいことは次にまた伺ひます。

○説明員(堀内一彦君) 全航空職員労働組合と申しますのは、運輸省の中にあります職員をもつて組織する組合の一部でございまして、当局と直接関係はございせん、その労働組合が告発状を出したということにつきまして、局として別に検討するといふような問題にはならないかと、かように考へております。

○矢嶋三義君 それでは、次までに要望いたしておきます。管制官が少な過ぎ、事故が多過ぎて危険だといふことがあなた方もお認めになつて、ここに定員増を提案されて参つてゐるわけですね。それとあの事件とは直結した問題、しかも、あなたの方の部下であるその部下が起訴されたわけですね。その検査行政に対して問題があるといふので、告発事件まで起こしてゐるわけ

です。それに対して上司が検討し……何らの意見も持たないといふことは無責任です。何らかの説明なり、意思表示ができるように省内で取りまゝめて次の委員会に臨んでいただきたいことを御要望いたしておきます。

次に、資料を要求いたしておきますが、それは在外公館要員の派遣の関係の改正が出ておられますが、通産省、農林省関係が多いと思ひますが、外務省以外の省から在外公館に外務公務員の資格を付与されて派遣されてゐる人員が省庁別に何人あるか、これを資料として次の委員会までに出していただきたい、よろしくごさいましうか。

○政府委員(山口西君) 提出いたします。

○矢嶋三義君 最後にもう一つ、資料ですが、今すぐ答弁されればそれで結構です。「定員外職員数」といふのをきょう出していただきましたね。これで一年以上お勤めになつてゐる人、この常勤勤務者の二万五千七百七十三人の中に何人いるのでしょか。で、もし、一年以上の人、それから三年以上の人、五年以上の人と、この三段階くらいで数の配分表ができれば非常にありがたいと思ひますが、こゝろいう資料がそれほど御迷惑をかけないでできるかどうか。できないとするならば、あまり責任が持てないが、大まかに数はお答えできるかどうか、その点お答えできればきょうお答えいたたくし、大まかな数字でよければ、プリントして出せるとあらば、次の委員会に出していただきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 経過年数とい

うことになりますと、非常に最近のものでないと思ふのでございすが、実はこの調査はございせんので、三十四年の七月一日に調査いたしましたときの状況を御参考までに申し上げます。約七五%が常勤的非

ますように、要望申し上げておきたいと思ひます。
○国務大臣(小澤佐重喜君) よく考慮します。
○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

常勤的非常勤の勤続年数の状況でございす。
それから五年以上が約二二%、これが常勤的非常勤の勤続年数の状況でございす。

○矢嶋三義君 大臣、二、三年も勤めた人、それ以上の人は全部定員に、国会で修正があれば、あなたの方で積極的に協力するというにしたらどうですか。それは同じ職場に二年と継続して勤めるという人は、りっぱな人ですよ。そうでない人は、二、三カ月で流れてしまふと思うのですよ。一年をこえて、五年なんていったらこれは論外だが、もう二年も継続して勤めるといふ人は、私は人間的にりっぱな人であると思うのですがね。そういう人についての、この定員化については、横から傍観してなくて、さつき申し上げたように、積極的に一つ所管大臣として御協力いただきたいと思ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) その点よく考慮いたします。

○鶴岡哲夫君 御要望を申し上げておきたいと思ひますが、非現業の国家公務員法の定員法の撤廃につきまして、矢嶋委員、山本委員、私、非現業の国家公務員につきましては、撤廃しない方がいいのじゃないかという御意見を申し上げますが、ぜひ、まだ御決定にはなっていないように思ひますので、その方向で慎重に御検討いただき